

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等
 ……(戦略政策情報推進本部 ICT 推進部企画課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定 ……
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 ……(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) ……(産業労働局商工部地域産業振興課) ……

告示

● 東京都告示第千十七号
 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十六年東京都規則第三百一号) 第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成十六年東京都条例第四百十七号) を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子

化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

令和二年八月三日

東京都知事 小池 百合子

根拠となる条例等の名称	条項	電子化開始日	対象手続等
東京都都税条例 (昭和二十五年東京都条例第五十六号)	第三百三十四条第三項	令和二年八月三日	固定資産税の減免の申請 (小規模非住宅用地に係るものに限る。)
	第八十八条の三十	同日	都市計画税の減免の申請 (小規模非住宅用地に係るものに限る。)

● 東京都告示第千十八号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 令和二年八月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条 令和二年七月十五日 小平市小川東町一丁目二千七百三十三番七及び同番十二の各一部 延長 一七・一三 幅員 四・二七

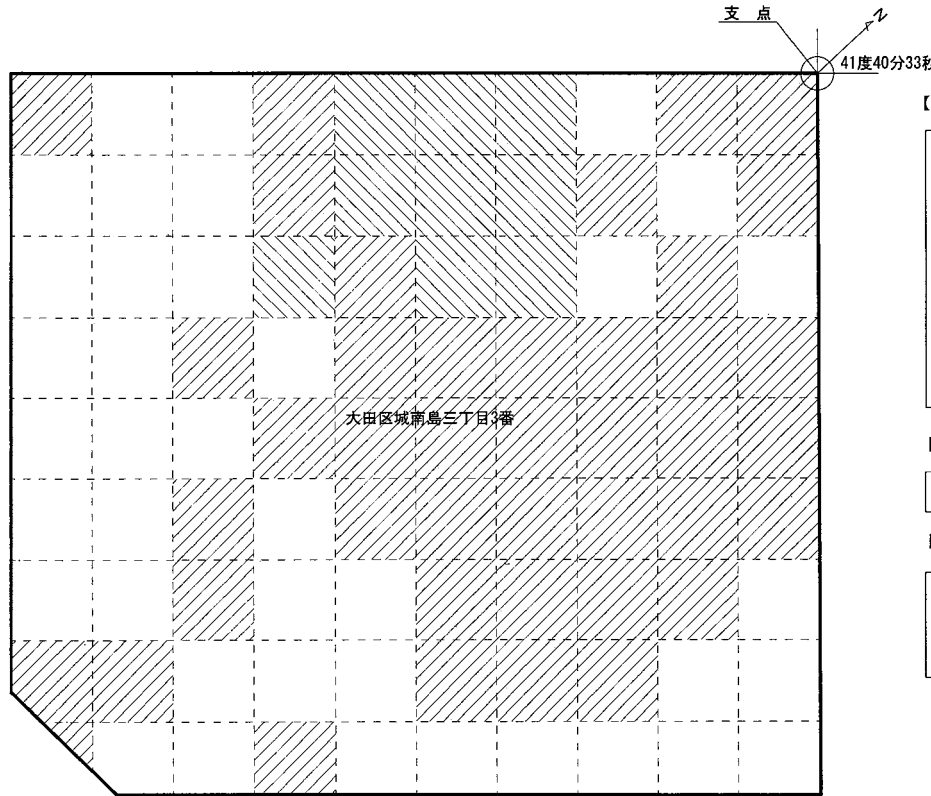
● 東京都告示第千十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 令和二年八月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (大田区城南島三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【凡 例】

- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定し、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第44号により指定し、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 敷地境界線
- 単位区画境界線

【支 点】

支点は大田区城南島三丁目3番の最北端とする。

【格子の回転角度 (41度40分33秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年八月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東急つくし野第一ビル
- 二 店舗所在地 町田市つくし野一丁目三十番一号
- 三 設置者名 株式会社東急ストア
- 四 設置者住所 目黒区上目黒一丁目二十一番十二号
- 五 変更前の設置者の代表者名 高橋 一郎
- 六 変更後の設置者の代表者名 須田 清
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名 株式会社東急ストア

<p>八 変更前の小売業者の代表者名 高橋 一郎</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 須田 清</p> <p>十 変更日 平成二十四年五月三十一日</p> <p>十一 届出日 令和二年七月九日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和二年八月三日から同年十二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 有楽町電気ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目七番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社ほか六名</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ローソンほか八名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ベータ・ジャパン合同会社ほか九名</p> <p>七 変更日 令和二年二月一日</p> <p>八 届出日 令和二年七月十四日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十 縦覧期間 令和二年八月三日から同年十二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年八月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和二年八月三日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 東急つくし野第一ビル</p> <p>二 店舗所在地 町田市つくし野一丁目三十番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社東急ストア</p> <p>四 設置者住所 目黒区上目黒一丁目二十一番十二号</p> <p>五 変更前の駐車場の店舗内ほか 七十九台</p>
<p>位置及び収容台数</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 七十五台</p> <p>七 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間百二十日に限り午前九時に限り午前九時</p> <p>八 変更後の開店時刻 午前九時</p> <p>九 変更前の乗客が駐車場を利用することができるとがでる時間帯 午前十時から午後九時十五分まで。ただし、年間百二十日に限り午前八時四十五分から午後九時十五分まで</p> <p>十 変更後の乗客が駐車場を利用することができるとがでる時間帯 午前八時四十五分から午後九時十五分まで</p> <p>十一 変更日 令和三年三月十日ほか</p> <p>十二 届出日 令和二年七月九日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和二年八月三日から同年十二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

